

田村市立都路小学校学校いじめ防止基本方針 (平成29年3月策定)

田村市立都路小学校

いじめの定義	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。 (「いじめ防止対策推進法」より)
---------------	--

いじめに対する基本的な考え方	都路小学校のすべての児童が安心して、安全な生活を送ることができるように、いじめに対する認識を都路小学校全教職員で共有し、迅速、かつ、組織的に対応する。そして、いじめは、この都路小学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
-----------------------	---

いじめ対策の校内組織	いじめ対策委員会(いじめの防止等の対策のための校内組織) 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 該当担任 養護教諭 スクールカウンセラー(SC)
-------------------	--

いじめの未然防止

基本的考え方	①いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。 ②児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。	
いじめの防止のための措置	いじめについての共通理解	①校内研修や職員会議、生徒指導協議会での共通理解（教職員） ②日常的にいじめを許さない雰囲気醸成（全校集会・学級活動・朝や帰りの会） ③いじめに対する掲示物などで日常的にいじめ防止を図る。（校内環境）
	いじめに向かわない態度・能力の育成	①児童の社会性の育成（道徳教育・人権教育・読書活動・体験活動） ②他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操の育成（豊かな社会体験・生活体験の機会） ③自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度（日常指導） ④円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力（授業での言語活動）
	いじめが生まれる背景と指導上の注意	①過度のストレスを発生させない（個に応じた授業の充実・家庭生活の安定） ②学級の間人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくり（学級経営） ③ストレスに対し適切に対処できる力（道徳教育・読書活動・学級活動・日常指導） ④教職員の不適切な認識や言動への細心の注意（教職員服務倫理委員会）
	自己有用感や自己肯定感を育む	①自己有用感；児童が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会（学校生活・家庭生活全体） ②幅広い大人から認められているという思い（学校 家庭 地域） ③自己肯定感；困難な状況を乗り越えるような体験の機会（道徳教育・体育教育） ④幅広く、長く多様な眼差しで児童を見守る（幼小中連携）
	児童自らがいじめについて学ぶ取り組み	①思いやりの気持ちや相手の立場に立って生活する大切さを学ばせる。（道徳教育） ②ささいな嫌がらせや意地悪は、しつこく繰り返したり、みんなで言ったりすることは、深刻な精神的危害になることを学ばせる。（日常生活指導）

いじめの早期発見

基本的考え方	<p>①大人が気がつきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。</p> <p>②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。</p> <p>③いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。</p> <p>④日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。</p> <p>⑤児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。</p> <p>⑥教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。</p> <p>⑦指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。</p>
いじめの早期発見のための措置	<p>①いじめの実態把握（学期ごとのアンケート調査「友だちアンケート」・教育相談）</p> <p>②児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気醸成（学級経営 保健室利用）</p> <p>③家庭と連携した児童の変容把握（保護者用のいじめチェックシート・アンケート調査）</p> <p>④いじめに関する相談のための保健室の利用、電話相談窓口担当職員（教頭・担任）の周知（文書配布）</p> <p>⑤休み時間や放課後などを利用した教職員相互の情報交換、日記や作文等による情報収集（担任）</p> <p>⑥交友関係や悩みの把握、個人面談や家庭訪問の活用と情報の共有化（担任）</p>

いじめの予防・早期発見のための年間スケジュール

月別の取り組み		年間を通した取り組み
4月	支持的風土のある学級経営方針の策定・児童の実態把握	<p>① 管理職・養護教諭による校舎内巡視</p> <p>② 支持的風土のある学級経営の実践</p> <p>③ 掲示物などによるいじめ根絶の指導</p> <p>④ 道徳の時間によるいじめ根絶・早期発見に関する実践力の育成</p> <p>⑤ 朝の会、帰りの会での積極的な生徒指導</p> <p>⑥ 道徳教育によるいじめを発生させない指導</p> <p>・特別の教科道徳の時間の充実</p> <p>⑦ 全職員による児童に関する情報交換</p> <p>・日常の教育活動の中で</p> <p>・生徒指導定例会（毎月）</p> <p>⑧ 授業におけるいじめの予防</p> <p>・わかる授業の実施による肯定感・有用感の育成</p> <p>・言語活動の重視によるコミュニケーション能力の育成</p> <p>⑨ 全職員による清掃指導の徹底</p>
5月	Q Uテストの実施・家庭訪問の実施・家庭訪問の共通理解	
6月	「友だちアンケート」の実施と結果の共通理解・いじめに関する研修	
7月	長期休業中の指導と「気になる子」への家庭訪問	
8月	いじめを許さない雰囲気醸成	
9月	いじめ防止・根絶関係研修会の伝達講習	
10月	全校集会による「いじめ根絶」の指導(全校集会)委員会などで	
11月	「友だちアンケート」の実施と結果の共通理解・教育相談の実施	
12月	長期休業中の指導と「気になる子」への家庭訪問・学校評価の実施	
1月	学校評価の考察によるいじめに対する取り組みの反省	
2月	「友だちアンケート」の実施と結果の共通理解・いじめ防止基本方針の見直し	
3月	長期休業中の指導と「気になる子」への家庭訪問	

いじめ発生時における措置

基本的な考え方	<p>①発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。</p> <p>②被害児童を守り通す。</p> <p>③教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。</p> <p>④教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。</p>	
いじめの発見・通報を受けたときの対応	いじめと疑われる行為を発見した場合	<p>①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為の停止。</p> <p>②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴。</p> <p>③ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。</p> <p>④いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全の確保。</p>
	発見・通報を受けた	<p>①一人で抱え込まず、学校における管理職に報告。</p> <p>②「いじめ防止等の対策のための組織」で直ちに情報を共有。</p> <p>③当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴取。</p> <p>④いじめの事実の有無の確認。</p> <p>⑤事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告。</p> <p>⑥被害・加害児童の保護者に連絡。</p> <p>⑦児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報。適切に援助を求める。</p>
	指導により十分な効果を上げることが困難な場合	<p>○学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。</p>

いじめの発見・通報を受けたときの対応	いじめられた側に対して	<p>①いじめられた児童からの事実関係の聴取。</p> <p>②いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならない。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。</p> <p>③児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応。</p> <p>④家庭訪問等による迅速な保護者への事実関係の報告。</p> <p>⑤徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝える。</p> <p>⑥事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う。</p> <p>⑦いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制の構築。</p> <p>⑧状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家への協力依頼。</p> <p>⑨いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。</p> <p>⑩事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報の適切な提供。</p>
	いじめた側に対して	<p>【状況把握・連携】</p> <p>①事実関係の聴取。</p> <p>②複数の組織的な教職員の連携によるいじめの停止と再発を防止の措置。</p> <p>③必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家への協力依頼。</p> <p>④保護者への迅速な連絡。</p> <p>【いじめた保護者に対して】</p> <p>①事実に対する保護者の理解や納得。</p> <p>②学校と保護者が連携した対応と保護者に対する継続的な助言。</p> <p>【いじめた児童に対して】</p> <p>①自らの行為の自覚；いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることへの認識指導</p> <p>②いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景の調査</p> <p>③当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮</p> <p>④児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に留意。</p> <p>⑤心理的な孤立感・疎外感を与えないような一定の教育的配慮。</p> <p>⑥特別の指導計画による指導の実践</p> <p>⑦必要な場合は、出席停止や警察との連携による措置、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒の検討。（悪質性の理解）</p>
	いじめが起きた集団に対して	<p>①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。</p> <p>②いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。</p> <p>③はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。</p> <p>④学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。</p> <p>【いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。】</p> <p>【全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。】</p>
	ネット上のいじめ	<p>①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除。</p> <p>②名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めると必要な措置を講じる。</p> <p>③必要に応じて法務局又は地方法務局への協力依頼。</p> <p>④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報。</p> <p>⑤早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施する。</p> <p>⑥スマホ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくこと。</p>

家庭・地域・関係機関

○ 必要に応じ、下記の中の適切な関係機関と連携を図り、「いじめ対策緊急委員会」を組織する。

P T A会長 P T A役員会 P T A学年員会 田村市教育委員会 田村警察署 県中児童相談所
学区内民生委員

重大事態とは・・・

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

不登校を含む。不登校の初期段階からアセスメントをし、背景にいじめの有無を確認

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

PDCAのサイクルを有効に作用させるための評価について

- ① 「友だちアンケート」
- ② 学期ごとの教職員自己評価
- ③ 学校評価アンケート（保護者・児童）
- ④ PTA役員会、学校評議員への意見・要望の聴取